

平成 29 年 6 月 1 日 (木) 午後 2 時

大阪広域水道企業団

経営管理部 総務課 (総務グループ)

電話 06-6944-6045 (直通)

FAX 06-6944-6868

大阪広域水道企業団議会議員の選出について

当企業団議会議員につきましては、能勢町及び千早赤阪村より選出された議員について欠員が生じてきました。

今般、大阪広域水道企業団規約第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、下記企業団議会議員が新たに選出されましたので、お知らせします。

記

○選出議員 議員名 中 植 昭 彦 (なかうえ あきひこ) 能勢町選出
関 口 ほづみ (せきぐち ほづみ) 千早赤阪村選出

就任日 平成 29 年 6 月 1 日

<参考>

大阪広域水道企業団規約抜粋（企業団議会議員を「企業団議員」という。）

第 5 条 企業団議員の定数は、33 人とする。

2 企業団議員は、構成団体（大阪市を除く 42 市町村）の議会の議員の中から選挙する。

3 前項に規定する選挙の方法は、構成団体の長が共同して推選することによりこれを行う。

第 6 条 企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員としての任期による。

2 企業団議員が構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 企業団の議会の解散があったとき、又は企業団議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。